

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和元年7月9日(火)午後1時～2時	
開催場所	リブマックスホテル鹿児島	
出席者	公益代表委員 (5名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	大木順子 喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員 (5名)	岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (6名)	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 運営小委員会の委員の指名について 3 令和元年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 4 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について 6 今後の日程調整について 7 その他 	
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第54期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定(案)・実績表 3 令和元年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 4 鹿児島県特定(産業別)最低賃金の改定に関わる意向表明(写) <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 百貨店、総合スーパー (3) 自動車(新車)小売業 5 鹿児島県特定(産業別)最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 百貨店、総合スーパー (3) 自動車(新車)小売業 <p>机上配布 ・令和元年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局案</p>	

○ 平松賃金室長

委員の皆様には誠に忙しい中をご出席下さりまして、ありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、開催に先立ちましてご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料1の1に委員名簿がございますのでご覧ください。この名簿の記載順に従いましてご紹介いたします。

審議会委員の任期は2年となっておりまして、本年4月1日付けで、第54期委員として任命をさせていただきます。公益委員の松枝委員と山口委員、労働者代表委員の日高委員と三浦委員、あわせて4名の皆様が新たに就任されました。

それではまず、公益委員から、ご紹介いたします。

石塚委員でございます。

竹中委員でございます。

松枝委員でございます。

山口委員でございます。

山本委員でございます。

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。

大木委員でございます。

喜納委員でございます。

新内委員でございます。

日高委員でございます。

三浦委員でございます。

続きまして、使用者代表委員をご紹介いたします。

岩重委員でございます。

岩元委員でございます。

内委員でございます。

瀨上委員でございます。

森山委員でございます。

最後に事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。

鹿児島労働局長の小林でございます。

労働基準部長の笹川でございます。

総括政策調整官の田之上でございます。

貸金室長補佐の田代でございます。

専門監督官の中山でございます。

そして私、貸金室長の平松でございます。

本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本年度第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役の方を除きまして、ご発言いただく前には必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、昨年度から録音状態を改善するために、マイクスタンドの使用を止めております。誠に恐縮ではございますが、発言の際には、お近くのマイクを、各側1本ずつ置いておりますので、お手に取って発言していただきますよう 願います。

それでは本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、小林労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○ 小林労働局長

労働局長の小林でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席くださり感謝申し上げます。

皆様方には、新たに第 54 期鹿児島地方最低賃金審議会の委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済状況・雇用情勢及び九州沖縄ブロックの動向等に加えて、骨太の方針の内容に配意した上で御審議いただき、鹿児島の多くの労働者が安心して、納得して働ける結論を出していただければと考えている所存であります。

どうぞ宜しくお願いします。

○ 平松賃金室長

まず議事に入るために、当審議会の会長と会長代理を選出していただきたいと思っております。

これにつきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項によりまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」となっておりますが、慣例により、公益委員の皆様より候補者をご推薦いただき、皆様にご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。それでは公益委員の方から、発表をお願いいたします。

○ 竹中委員

本件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みですので、私からその結果を報告させていただきます。会長に石塚委員を、会長代理に山本委員を推薦いたします。

○ 平松賃金室長

ただ今、会長に石塚委員、会長代理に山本委員を推薦するというご報告をいただきましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

それではご承認いただきましたので、これからの進行につきましては、石塚会長にお願いします。よろしく願いいたします。

○ 石塚会長

ただ今、会長に推薦されました石塚です。

今年度も最低賃金を決めていく時期になってまいりました。毎年タイトなスケジュールの中で、労使双方の皆様から建設的なご意見をいただきながら決めていくという作業を続けております。今年度もそういう形で進めていければと思っております。

昨今の非常に不透明な経済状況や、国外の状況、国内的には消費税の増税と、不透明な状況がいろ

いろいろあります。その中で、経済状況あるいは景気の状態、それから労働者の生活、そういうところを評価しながら、皆さんの建設的なご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、後は座って議事を進めさせていただきます。

ただ今から、令和元年度第1回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず開催に先立ち、本審議会の成立及び会議の公開につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、「審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されております。

本日は全委員にご出席いただいておりますので、もちろん定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

お手元にお配りした参考資料2-①によりますと、鹿児島地方最低賃金審議会運営規定の第6条により審議会は原則として公開することとなっており、次の同運営規定第7条により会議資料も原則として公開とされております。事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、1名の希望者がございました。また、記者の方が取材を希望されております。

参考資料2-⑤の公開要領によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。」「審議会は、公開する会議において、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。」とされておりますので、傍聴・取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配布について、会長にご判断をお願いいたします。

○ 石塚会長

ありがとうございます。本審議会は有効に成立しているとのことですので、これから審議を始めたと思います。

今事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がおられます。審議会の会議の公開につきましては、お手元の参考資料2の⑤の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の第5項で、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより、行うものとする。」と規定されています。

私としましては、本審の場合は、お手元にある本日の議事の内容からして、非公開にする理由はないと思っておりますので、傍聴と取材と会議資料の配付を認めることにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させてください。また、会議資料を配付してください。

○ 石塚会長

それでは、再開いたします。

本日の議題はお手元にございますように、1番の「令和元年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」から、7番目の「その他」までの7項目となっております。

まず、1番目の議題は「令和元年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」です。

この件に関して、事務局から説明を、よろしく申し上げます。

○ 田代室長補佐

令和元年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営案について説明させていただきます。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

お手元の資料の青いインデックスNo.2、A3の資料ですが、この鹿児島県地方最低賃金審議会運営予定表案により、昨年の運営実績を踏まえて、事務局で考えた本年度の審議会の大きな流れについて、説明させていただきます。

この予定表の作成に当って考慮した点ですが、1点目は本年度の中賃の日安の答申が見込まれる時期を昨年と同様に7月26日頃とした点と、2点目は県最賃の早期発効、この2点に留意して作成したものでございます。

後者の県最賃の発効についてですが、ここ数年、中央最低賃金審議会すなわち中賃における諮問等の関係で、地域別最低賃金の改正諮問を7月初旬、昨年は7月4日に行なっておりますが、本年度も本日行わせていただくこととなりました。

そして、県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しており、当局でも10月1日発効を目標としているところですが、10月1日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程を前提にしなければならないことが予想されます。

資料の青いインデックスのNo.3に「平成31年度答申要旨の公示日別最短の効力発生予定一覧表」を付けましたが、この一覧表の1枚目、地域別最低賃金の場合をご覧くださいと、発効予定日を10月1日にするためには、今年度は休みの関係で、結審日が8月5日月曜日となり、発効日を10月1日の指定日発効とする必要があります。

一方、産別最賃につきましては、これまで年内発効が1つの目安とされてきたわけですが、一覧表の2枚目の特定最低賃金の場合をご覧くださいと、年内発効の場合、左下の赤字を見ていただきたいのですが、答申期限は10月31日木曜日となります。

こういった点を踏まえて、資料を作成しております。

先程のNo.2に戻り、上側半分は平成31年度の審議運営予定表案、下側半分が平成30年度の審議会の運営実績となっております。

この表はどちらも、左端の列に、上から順に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電気関係専門部会、自動車(新車)小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおりまして、それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況等がご理解いただける形となっております。

下側の平成30年度運営実績表をご覧くださいなのですが、表の中の日付はそれぞれの審議会開催日を記載しております。次に表中の丸で囲んだ数字でございますが、下側の場合は、昨年度の審議

会の順番を示しております。上側の場合は、本年度における審議会等のおおよその順番であると、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、本年度の予定を具体的に説明させていただきます。

①の第1回公益委員会ですが、これは、本年度はすでに6月11日火曜日に開催させていただき、審議会の運営等について御審議いただきました。

②の本日の第1回本審につきましては、地賃での諮問は、原則、中賃での目安諮問を受けて開催することになっておりまして、7月4日木曜日に中賃での目安諮問があったことを踏まえて、本日ここに第1回本審を開催させていただいたという状況でございます。

③、④の県最低賃金専門部会につきましては、本日の県最賃の改正諮問後、公示期間を2週間程度として県最賃の専門部会委員の推薦公示を行いまして、この公示を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

⑦の第2回本審は、8月2日を取りあえず案としておりますが、これはあくまでも中賃の目安が7月31日頃に答申されるのではないかとすることを前提として、記載しているものです。

⑤、⑧から⑪の県最賃専門部会でございますが、県最賃専門部会を8月上旬頃までに順次開催し、金額改正等についてご審議いただく流れが考えられます。開催回数は例年3～4回程度ですが、審議の状況によって、その回数が変わってくると思われまます。

8月に集中する審議日程を少しでも軽くして円滑にするために、県最賃専門部会の1回目を中賃の目安答申前の7月30日に開催させていただき、この時点ではまだ目安が出ていないと予想されますが、金額審議に入る前までの部分として、部会長、部会長代理の選出、労使それぞれの基本的な考え方の表明までを、目安答申前にさせていただきたいという形で作った案となっております。

⑫の第3回本審については、県最低賃金専門部会で金額改正という結論に至った場合、その当日か、結審日からあまり日が開かないうちに、第3回本審⑫を開催いただき、可能であれば、その際に答申をいただければと思っております。

⑬の県最賃決定要旨の公示ですが、第3回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申し出は、公示日から15日以内となっております。

⑭、⑮の運営小委員会については、産別最賃改正等の申出が例年どおりなされた場合には、⑦の第2回本審において、産別最賃改正の必要性の有無に関して諮問させていただきこととなります。そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産別最賃につきましては、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯の第4回本審は、公示した意見要旨に関して異議申出が出された場合には、その申出についてご審議いただくこととなります。

⑰の最賃決定の公示ですが、これは第4回本審で異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

以上、大まかな流れを説明いたしました。今後の審議会等の審議項目につきましては、簡単ではございますが資料No.2の表に記載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、事務局から今後のスケジュールの説明がございましたが、

これに対するご質問やご意見等はございませんか。

近年はずっとそうですが、かなりタイトな日程で決めていかなければならないということがございます。資料2を見ますと、昨年度の実績を参考にしながら今年度の予定が書かれていますが、中賃の目安が出てからできるだけ早く、10月1日発効を目標にすることがございますので、かなりタイトなスケジュールになると思いますが、何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

○ 石塚会長

特にご異議がなければ、今年度の審議会運営につきましては、おおむね資料2の案に沿って運営していくことにしたいと思います。ただ、突発的な事項や審議すべき事項が生じた場合には、このA3のスケジュール以外にも開催する場合があります得るかもしれないことは、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「運営小委員会の委員の指名について」ですが、運営小委員会は、お手元の参考資料2の①の審議会の運営規程第3条によりますと、「特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審理を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる」となっております。

実際には、先程の運営予定表にもございますように、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっておりますが、資料4にありますように、今年の3月に申出の意向表明が出されております。

運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の④の運営小委員会運営要領第3項によりますと、「小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名する。」となっております。

これまでの慣行に従って、本年度も公労使各側で協議していただいて、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思います。公益委員会からは、竹中委員、山口委員、山本委員が推薦されておりますので、ご報告させていただきます。

労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思います。いかがでしょうか。それでは、労側からお願いします。

○ 新内委員

労側、新内です。運営小委員会の委員につきましては、喜納委員、日高委員、私、新内の3名です。よろしく申し上げます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは使側お願いします。

○ 濱上委員

使側は、すみません暫くお待ちください。

使側は、岩重委員、岩元委員、そして、私、濱上の3人でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。労使各側からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として、私から指名いたします。

労働者側は、喜納委員、新内委員、口高委員、それから使用者側は、岩重委員、岩元委員、濱上委員でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

公益側は、先ほど申し上げましたとおり竹中委員、山口委員、山本委員ですので、合計9名で運営小委員会を担当していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 石塚会長

では、3番目の議題に入ります。3番目の議題は「令和元年度鹿児島県最低賃金改正諮問について」です。事務局は諮問文の準備をお願いします。

(諮問文の写しを配布)

○ 小林労働局長

それでは諮問に当たりまして、諮問に至る経緯について、若干ご説明したいと思います。

まず、最近の鹿児島の経済状況につきましては、日銀鹿児島支店の7月の「鹿児島県金融経済概況」によりますと、「鹿児島県の景気は、緩やかな回復を続けている。」とされ、企業部門の動向を鹿児島・宮崎両県で集計された短観で見ると、景況感は良好な状態にあると認識されております。

また、県内の雇用情勢につきましては、一般的には有効求人倍率がひとつの指数になりますが、5月の有効求人倍率は1.37倍と、1倍を超えたのが約3年にわたっているという状況でありまして、大企業・中小、小規模事業者を問わず、どの業種についても、人手不足感が傾向として表れております。

こうした状況から、国全体としましては、2つの閣議決定がなされております。お手元の資料の赤いインデックス資料1の1をご覧ください、その中の下線を引いた箇所を若干引用する形で説明したいと思います。

閣議決定は、6月21日にされておりまして、1つは、いわゆる「骨太」と呼ばれる「経済財政運営と改革の基本方針2019」と、もう一つは「成長戦略実行計画」にまつわるものでございます。その中に、今回の最低賃金の改正につきまして記述されている部分があります。

「経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組み、また、生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。」とあります。

次が本題でありますけれども、最低賃金についての記述の中では、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差に配慮しながら、こ

これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。」とされています。

またあわせて、「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。」とされています。

以上のように、年率3%程度の今までの経緯を踏まえ、また、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すことを考える必要があるとなりますと、相対的に、中小企業の経費的な負担感もさるものと感じると思われまますので、政府一体となりながら全体的な支援をすることを、あわせて閣議決定されたものであります。

これを踏まえまして、鹿児島県についてどのように考えるのかという点であります。まず、鹿児島県につきましては、景気状況及び景気の動向を勘案して、同様に考えていくと思っている次第であります。

そのうえで、閣議決定の趣旨を踏まえながら、今後、具体的な引上げ維持を図っていただきたいと考えております。

なお、私から重ねて申し上げたいのは、今回の「地域間格差」ということで、鹿児島は「東京と比較して224円差」という象徴的な金額だと全国的にいわれている状況です。

いわゆる、最低賃金にかかる者につきましては、時給制と日給制という、いわゆるパート・アルバイトなどの非正規で働く方々に直接的にかかわるものになっています。

およそ鹿児島で就労されている方で、どれくらいの方が時給制、最低賃金にかかる者なのか、今回の改正によって、少しでもその方々の所得が改善し、それによって消費者として抜本的に消費行動を行うようつなげていくことが期待できると思っております。

また、一方、この4月から、外国人の人材確保という面につきましても、需給計画にかかわる、賃金額が就労場所の重要な決定要素になっていると聞いております。

これら非正規の働く方々が、さらに外国人の人材も踏まえながら、全体的にご審議いただくことを期待したいと思います。

ただ、鹿児島においては、中小、小規模事業者が7割の雇用を担っていることを踏まえ、また、離島が多いなどの地理的な要因もあります。そのため、業務改善助成金又はキャリアアップ助成金などの資金的な支援と、働き方改革推進支援センターのアドバイザーによる支援を密接不可分に、よりきめ細かく支援していくことで、これらの負担感を超えていくよう、労働局としては全面的に支援していく決意であります。

これらの様々な配慮をしながら、新たな最低賃金を、慎重かつ前向きに考えていただきますよう期待したいと思います。

では、具体的に諮問させていただきます。

令和元年7月9日

鹿児島県地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信 殿

鹿児島県労働局長 小林 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島県労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく申し上げます。

○ 石塚委員

ただ今、諮問文を頂きましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

先ほど田代補佐もご説明いたしましたが、確定的なものはまだ決まっていない状況です。

今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、7月4日木曜日に中央最低賃金審議会が開催されて目安額の諮問がなされ、同日、第1回目の目安に関する小委員会が開催されております。今後は、3回程度小委員会が開催された後、7月31日水曜日頃までには審議会を開催し答申予定と聞いておりますが、これは中賃の審議次第となりますので、確定したものではありません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げたいと思います。以上です。

○ 石塚会長

今の日程の説明についてのご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑応答なし)

○ 石塚会長

続きまして、4番目の「鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」の議題に入ります。

先ほど、小林労働局長より鹿児島県最低賃金の改正につきまして諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から、鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条5項を適用しておりません。

お手元の「最低賃金決定要覧」の163ページのとおり、審議会令第6条5項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、これは、「原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができる。」という意味になります。

しかし、第6条5項を適用しないということは、県最賃専門部会で決まったことを、再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするという意味になります。鹿児島の場合は、従来から、専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で、再度決議しております。

本年度もこれまでと同様に、第6条5項を適用しないこととし、専門部会の決議だけではなく、そのあと、本審の決議を必要とするということでもよろしいかどうかをお聞きしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、必ず本審を行うということで、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条5項を適用しないで、本審の決議を必要とすることとします。

○ 石塚会長

続いて、5番目の議題に入ります。5番目の議題は「産業別最低賃金の改正に関する申出について」ですが、これについて事務局より説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

それでは産業別最低賃金の改正等の申出について、説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により法律上は「特定最低賃金」と呼ばれることになりましたが、元々「産業別最低賃金」という名称があったわけではなく、事実上、そのような名称を使ってきたという経緯もあり、法改正後もこの「産業別最低賃金」という名称を使っておりますので、この説明でも「産業別最低賃金」と表現いたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、最賃法第15第に基づく最低賃金の改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入るという格好になっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」「自動車（新車）小売業」の3業種について決定されており、例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出をそれぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況で言いますと、本年3月末までに改正等の申出を行いたいという意向表明が、関係労働団体から提出されております。その写しがお手元の資料のNo.4の(1)から(3)でございます。

例年7月中下旬を目途に、改正の申出がなされますので、それを受けまして、第2回本審、予定表の⑦において、まず産業別最賃の改正の必要性に関する諮問を行い、この必要性の有無の審議を運営小委員会、予定表の⑭、⑮の中で行っていただき、「改正の必要性有り」との結論が出た場合には、それを受けまして、本審で必要性答申、その後、金額改正諮問、そしてそれぞれの専門部会で金額審議を行うという流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出された「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」、要覧では224ページにありますが、その中で関係労使のイニシアチブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われ、これを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」、資料の⑥の中に入っておりますが、これを全会一致で定め、その中で「関係労使当事者間の意思疎通」、「関係労使（オブザーバー）の参加による必要性審議」、「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」、「適用労働者数等の通知」等について決定しておりますが、そのうちの「適用労働者数等の通知」につきましては、資料の青いインデックスのNo.5の(1)から(3)のとおり、関係労使あて既に通知しているところでございます。

また、産別最賃につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっておりますので、これにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするか、お決めいただくこととなります。

以上で説明を終わります。

○ 石塚会長

産業別最低賃金の改正に関する申し出について説明してもらいましたが、今の説明について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○ 石塚会長

では続いて6番目の議題の「今後の日程調整について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

今からご説明します日程案は、中賃の日安が7月31日までに答申されることを前提にしたもので、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。今、資料としまして、「令和元年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局案」をお手元にお配りしておりますので、これに基づいて説明いたします。

本日が第1回本審ですが、第2回本審は、中賃から出された日安答申の伝達という内容になり、通常、第2回本審は、中賃の日安答申が出された後ということになります。本年度の中賃における日安答申につきましては、現在の状況では、おそらく7月31日頃が見込まれますので、事務局としましては、第2回本審を8月2日金曜日午後1時から開催していただきたいと考えております。

また、第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定ですが、事務手続き等の関係から改正の申し出は7月24日水曜日までをお願いしたいと考えております。

また、運営小委員会は、予備日を含めて、複数回の日程を調整させていただきたいと考えておりますが、1回目は8月19日月曜日午前10時から、第2回の運営小委員会は8月20日火曜日午後1時30分から開催していただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には、8月19日の午前に参加していただくことにしたいと考えております。

したがいまして、運営小委員会のオブザーバーの推薦につきましては、8月9日金曜日までの提出をお願いしたいと考えております。

県最低賃金専門部会の日程につきましては、公益委員と労使代表委員のご了解を得て、あらかじめ開催日時を検討いたしました結果、第1回専門部会は7月30日火曜日午後1時からで、参考人意見の対応についても、例年どおり意見が提出されたものと仮定して、検討をお願いします。

第2回専門部会は、8月2日の第2回本審終了後引き続き、第1回専門部会の結論にのっとり参考人意見を聴取するところまで行いたいと、考えております。

第3回専門部会は8月5日月曜日午後1時30分から、第4回専門部会は8月6日火曜日午後2時から、第5回専門部会は8月7日水曜日午前10時から、予備日として第6回専門部会を8月9日金曜日午後1時からという日程案を、事務局では考えております。

第3回の本審につきましては、できる限り早い発効を考慮して、結審した専門部会と同じ日の夕方18時からの開催を事務局案として考えており、本審のみの委員の皆様には、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無を、携帯電話やメール等で連絡させていただく予定です。

それから異議申し立てがあった場合の第4回の本審につきましても、第3回本審と同様に、できる

だけ早い発効を考慮して、8月5日に結審した場合には8月21日水曜日の午前8時30分から、8月6日に結審した場合には8月22日木曜日の午前8時30分から、8月7日に結審した場合には8月23日金曜日の午前8時30分からで場所が全て、鹿児島労働局において、また、8月9日に結審した場合には8月27日火曜日の午前8時30分からで場所が県民交流センターで、開催していただければと考えております。

最初に申し上げましたように、以上の日程案はいずれも中賃の目安が7月31日までに答申されることを前提としたものであり、あくまでも事務局案として提案させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から、お手元の資料に基づいて今後の審議日程の説明がありました。

本審については、かなりタイトなスケジュールですが、8月2日金曜日の午後1時から第2回本審を開催したいという提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

皆さんお忙しい中、大変ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

本審以外のところでは、第1回運営小委員会を8月19日月曜日の午前10時から、第2回運営小委員会を8月20日火曜日の午後1時半から開催したいということ、それから産別最賃の改正の申し出を7月24日水曜日までに提出してもらいたいこと、それから、運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月9日の金曜日までに提出してもらいたいこと、この3つの提案がありましたが、この日程で可能でしょうか、よろしいですか。

(異議なし)

○ 石塚会長

次に、専門部会につきましては、第1回専門部会は7月30日火曜日の午後1時から、第2回専門部会は8月2日金曜日の第2回本審終了後に行うこと、第3回専門部会は8月5日月曜日の午後1時半から、第4回専門部会は8月6日火曜日の午後2時から、第5回専門部会は8月7日水曜日の午前10時から、予備日として第6回専門部会は、8月9日金曜日午後1時からという日程で、開催させていただきたいという提案がありましたが、いかがでしょうか。

(意見なし)

○ 石塚会長

非常にタイトなスケジュールですが、よろしくお願いいたします。

続きまして、第3回本審については、効力発生日をできるだけ早くするために、専門部会で結審した同じ日の夕方18時から開催させていただきたいという提案がございましたが、これはよろしいで

しょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

ありがとうございます。では、同じ日の夕方から開催させていただきます。

また、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効を考慮して、第3回本審の翌日から起算して16日目となる日の午前8時30分から、つまり、第3回本審が8月5日に開催された場合には8月21日水曜日に、第3回本審が8月6日に開催された場合には8月22日木曜日に、第3回本審が8月7日に開催された場合には8月23日金曜日に、第3回本審が8月9日に開催された場合には8月27日火曜日に、開催させていただきたいという提案がされましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。

それでは再度確認しますが、まず第2回本審は、8月2日金曜日の午後1時から開催します。

第1回運営小委員会は8月19日月曜日の午前10時から、第2回運営小委員会は8月20日火曜日の午後1時半から開催します。

産別最賃改正の申出は7月24日水曜日までに提出する。

それから運営小委員会のオブザーバーの推薦は、8月9日金曜日までをお願いします。

続きまして専門部会につきましては、第1回専門部会は7月30日火曜日午後1時から、第2回専門部会は8月2日金曜日の第2回本審終了後引き続き、第3回専門部会は8月5日月曜日の午後1時半から、第4回専門部会は8月6日火曜日の午後2時から、第5回専門部会は8月7日水曜日の午前10時から、予備日として第6回専門部会は8月9日金曜日の午後1時から、開催します。

そして、第3回本審につきましては、結審した専門部会と同じ日の夕方6時から開催することに決定いたしましたので、委員の皆様は日程の確保をお願いします。本審のみの委員の皆様には、専門部会終了後すぐに、事務局から携帯電話やメールで、その日の本審の有無の連絡がありますので、よろしくをお願いします。

以上の日程について、かなりタイトな日程になりまけれども、日程について何かご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、この日程で今後進めていくこととなります。

最後の議題の「その他」に移りますが、何かございますか。

(意見なし)

○ 石塚会長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○ 平松貸金室長

私から3点、ございます。

1点目はお願い事でございます。6番目の議題「今後の日程調整」の件です。先程、中賃の日安が7月31日までに答申されることを前提とした日程案を御了承いただいたところですが、万が一、日安の答申が8月以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り、現在、確保いただいている日時を極力生かす形で、委員の皆様と調整をさせていただきたいと考えておりますので、その際にはご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目は、先ほど令和元年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置していくことになります。このため、事務局で専門部会委員の推薦と諮問に対する意見聴取の公示をいたしますが、専門部会の開催日程上、専門部会の委員推薦の公示は、7月24日水曜日まで、意見聴取の公示は7月26日金曜日までとそれぞれさせていただきたいと思っております。時間的に余裕がなく大変申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

3点目については、先ほど、運営小委員会を8月19日水曜日の午前10時からと翌日8月20日火曜日の午後1時半から開催させていただくことを、ご了承いただいたところですが、運営小委員会を担当していただくことになった委員の皆様には、どうぞよろしくお願い致します。

○ 小林労働局長

私からも重ねて申し上げます。

本年度の審議日程につきましては、今後の中賃答申が7月末頃の予定となっており、早期発効のために1週間程度の間集中してご審議いただくという、例年以上に厳しい日程での審議となり、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけすることになります。

このような状況につきましてもなにとぞご理解いただき、今後の審議会の運営に格別のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、説明がありましたとおり、専門部会の委員推薦の公示は7月24日水曜日まで、意見聴取の公示は7月26日金曜日まで、ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

よろしいですか。

それでは、他にご意見等がなければ、最後に議事録署名者を指名します。

労側は新内委員、使側は濱上委員にお願いします。

それでは、以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____